



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL : www.ichiba-sr.com

「働き方改革法」省令・指針の 検討始まる



◆ 労政審の労働条件分科会で議論 開始

6 月 29 日に働き方改革関連法が成立したことを受け、必要な省令や指針などについての議論が 7 月 10 日、労働政策審議会の労働条件分科会で始まり、残業時間や年次有給休暇（年休）などに関する部分の検討が始まり、国会でも与野党が激しく対立した高度プロフェッショナル制度（高プロ）が適用される職業や年収については、秋以降に検討が始められる見込みです。

◆ まずは残業時間や年休から

働き方改革法で制度の具体化が委ねられた省令は 62 に及びます。10 日の分科会では、罰則があり、企業のシステム改修などが必要な残業時間の上限規制や年休の消化義務などに

関わる部分から第 1 段階として議論することで労使が合意しました。

◆ 第 1 段階の検討まとめは 8 月下旬 めど

残業と休日労働の抑制については、法律で残業時間が「原則月 45 時間、年 360 時間」までと明記されており、新たな指針で残業を「できる限り短くするよう努める」ことなどを定めることで、罰則に至らない事例でも是正を求めて指導をしやすくします。

また、月 45 時間を超えて残業した働き手に対して健康確保措置を実施することを労使協定（36 協定）に盛り込むことを省令で定めることになっています。第 1 段階の検討は 8 月下旬をめどにまとめられる見込みです。

◆ 高プロについての議論は秋以降に

来年 4 月から導入される高プロについては、適用対象については、政府は金融商品開発やコンサルタントなどの業務で年収は 1,075 万円以上と想定していますが、具体的には省令で定められます。

10 日の分科会では、厚労省が第 1 段階の議論終了後に「できる限り、早期に結論を出す」との案を示しましたが、労働側は「きちんと議論が必要」として了承しませんでした。

今回の分科会は7月18日(水)に開かれます。

【厚生労働省「労働政策審議会(労働条件分科会)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126969.html

国民年金納付率 66.3%に

◆国民年金被保険者の動向

国民年金保険料を納める必要があるのは、自営業者、学生等の第1号被保険者ですが、その動向を見ると、厚生年金保険(民間会社の)被保険者数の増加に伴い、平成29年度末で1,505万人と、前年度末と比べ70万人減少しています。この5年間でみると、約360万人の減少です。これは、日本年金機構が厚生年金への加入を企業に促していることや、厚生年金の適用対象をパートら短時間労働者にも広げたことで、厚生年金に移る人が増加したことが原因です。

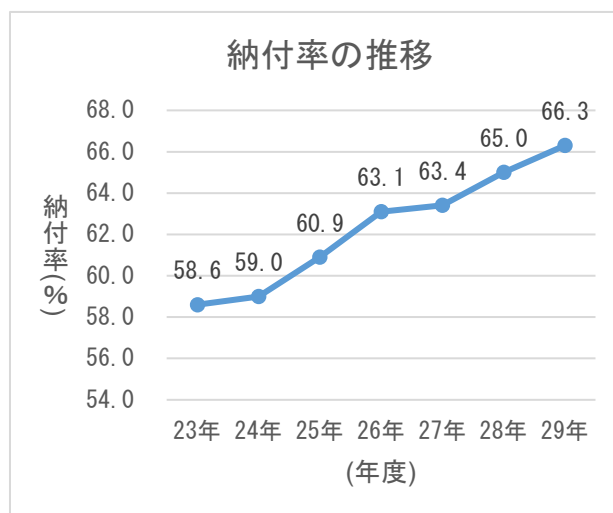
第1号被保険者の資格を取得した人の内訳を見ると、最も多いのが第2号被保険者からの移行者、次いで20歳到達者、第3号被保険者からの移行者と続きます。

なお、平成29年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20~24歳の全体に占める割合が22.1%と最も大きく、次に55~59歳が13.1%となっています。

◆保険料納付率は66.3%

平成29年度中に納付された現年度分保険料についてみると、納付率は66.3%となり、前年度の65.0%から1.3ポイントの上昇となりました。過去最低の58.6%だった平成23年

度以降、6年連続の上昇となりましたが、依然として高いとはいえない水準です。



保険料納付率とは、自営業者など国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)が保険料を納めるべき月数に対し、実際に支払われた月数の割合です。ただし、低所得者や学生が支払いを免除・猶予された分は除いています。

納付率はすべての年齢階級で前年度を上回りました。若い世代ほど低い傾向は続いており、年齢別では25~29歳が54.87%で最低、55~59歳が76.28%で最高でした。

また、納付期限から2年以内に後払いされた分も含めた平成27年度の最終納付率は73.1%。統計がある平成14年度からの間で最高でした。

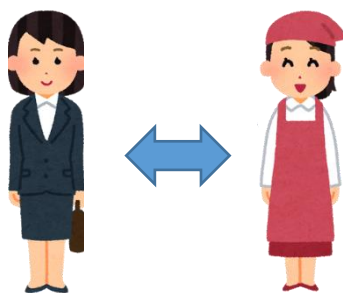
◆保険料納付率を上昇させるための取組み

政府は、保険料を納めやすい環境の整備に努めてきました。平成17年度以降の具体的な取組みとしては、口座振替割引制度や任意加入者の口座振替の原則化、口座振替による2年前納制度の導入、クレジットカード納付の導入、コンビニ納付の導入、インターネット納付の導入、現金お

よびクレジットカードでの2年前納制度の導入があります。

それら納付方法の多様化に加え、未納者からの徴収の強化も納付率拡大の一因です。日本年金機構は平成29年度、強制徴収の対象者をそれまでの「年間所得350万円以上」から「300万円以上」に拡大しました。督促状を延べ6万6,270人に送り、それでも納めない1万4,344人については銀行口座などの財産を差し押さえるなど、前年度よりも強制徴収が増えています。

加速する「副業・兼業」容認



◆副業にまつわる2つの最新動向

いわゆる「多様な働き方」の1つに、「副業・兼業」（複数の企業と労働契約を結ぶ働き方）があります。今年6月、この副業にまつわる動きが2つありました。

◆副業する人の労災問題、議論開始

1つめは、厚生労働省の労働政策審議会が、副業する就業者の労災について議論を開始したことです。その主な論点は以下の2点です。

- ・労災保険給付……本業先・副業先の賃金の合算分を基にした給付額とするかどうか
 - ・労災認定……本業先・副業先の業務上の負荷（労働時間等）を合わせて業務起因性の判断をするかどうか
- 労災は、副業を容認するにあたり、

どの企業も直面しうる問題です。議論の経過が注目されるところです。

◆国家公務員の副業も容認へ

2つめは、国家公務員の副業が一部容認されることです。

6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、「国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める」と明記されました。ここでいう「公益的活動等」とは、特定非営利法人（NPO）等による、環境保護、教育、地方活性化等の仕事を指します。

従来、国家公務員は国家公務員法や通達により、「職務に支障が出ない活動」（大学の教員、本の執筆等）しか認められていませんでした。同様に地方公務員も、神戸市や生駒市等、認められている例はごく一部でした。

今回の方針決定により、公務員が副業を行うことも一般化していくかもしれません。

◆副業容認は制限とセットで

報道によれば、副業をしようとする国家公務員は、各省庁の人事担当者に届け出る必要があります。また、「副業は休日に行う」「長時間労働にならない」「副業先が政府と利害関係のある団体ではない」といった制限が設けられる見込みです。

厚生労働省「モデル就業規則」最新版（今年1月公表）においても、「労務提供上の支障がある場合」や「企業の利益を害する場合」等には、会社は副業を禁止または制限できると規定されています。

企業が副業を許可制・届出制とするにあたっては、上記のような制限を就業規則に規定しておくことが重要です。

～今月のことば～



周囲の言葉に惑わされない

人間というのは、本当のことを言わないものだ。楽しくても「忙しく大変」と顔をしかめる人もいれば、凄く辛いのに「やりがいがある」と人前では澁刺^{はつらつ}として振る舞う人もいる。

僕が指導した学生で、企業に勤めたものの一年とか二年で辞めてしまった、という人が何人かいるが、彼らに共通しているのは、事前に「仕事が辛くて大変です」とは言わなかったということ。逆に、そういう愚痴を零^{こぼ}す人は辞めない。どちらかという、最初のうちは仕事が楽しいとか、面白いという話をする人の方が、あるときあっさりと辞職してしまうのだ。

変な話だが、離婚でもこの傾向がある。配偶者のことを自慢したり、褒めたり、こんな楽しいことがあった、と惚気話^{のろけ}をする人の方が離婚してしまう。逆に、愚痴を零す人の方が離婚しない。

どうしてこういうふうになるのか。人間というのは、やっぱり機械のように単純ではないということだろう。おそらく、良い話をする人は、「そうならば良い」というふうに自分に言い聞かせている面がある。不満はあっても、良いところを見よう、楽しいことを考えようとしているのだ。それでもついに我慢ができなくなってしまうから、辞めることになる。逆に、けっこう現状に満足している人は、悪いことに目を向ける余裕がある。また、悪い話を人に聞かせても、自分の立場が揺らがないという自信もある。そういうことなのではないか、と僕なりに分析しているのだが……。

いずれにしても、このような表裏で逆の傾向にある他者の言葉を真に受けていると、肩すかしを食わされたり、騙されたなんて感じたりしてしまうことになる。

『「やりがいのある仕事」という幻想』
森 博嗣 著



～事務所よりひとこと～

暑中お見舞い申し上げます。皆さんは今年の夏の異常な暑さをどのように乗り切っていますか？

私の場合は、1・クーラーを最低温度で連日連夜全開、2・経口補水液をこまめに摂取、3・スーパークールの入浴剤を使用、4・メンソール入りのボディソープを使用、5・メンソール入りのメンズシャンプーを使用、6・ひんやり素材のベッドパットを敷く、以上6つのクール対策を駆使して何とか乗り切っています。

この猛暑は今年だけのことで来年以降は落ち着いてほしいと願っている人は沢山いることでしょう。

暑さが納まってもらわないと、2年後の東京オリンピックを招致するために使った『日本の7月、8月はスポーツをするのに最も適した気候です。』という文言は真っ赤なウソになってしまいます。

今年、気象庁は『若者も外でのスポーツはできるだけ避けてください』と注意喚起していますが、これって2020年に言うわけいかないよね？って心配です。ま、個人的にはオリンピック来てくださって頼んだ覚えはないので、結果大変なことになっちゃってもそれはそれでちょっといい気味！！と思ってしまう。

それにしてもこの夏の暑さはまだまだ納まる気配がありません。文明の利器を駆使してお互いなんとか乗り切りましょう。

お体ご自愛ください。（池亀）